

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	29	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -
		許認可等の内容	特別地区内の工作物の新築、改築又は増築の許可
愛媛県自然環境保全条例規則第15条第1号、第2号、第3号及び第14号			
(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。 ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。) (ア) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (イ) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。) 当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備 (イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設 (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設 (エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設 (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設 (カ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。) (キ) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設 (ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。第18条第1号カにおいて同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設 (ケ) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設 (コ) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設 (サ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(第13号及び第18条第11号を除き、以下「道路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの (シ) 道路を管理するための建築物 (ス) 鉄道、軌道又は索道 (セ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに付帯する建築物を含む。)			

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	資料番号	29	担当課	自然保護課
				許認可等の内容		特別地区内の工作物の新築、改築又は増築の許可	
<p>(ソ) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設</p> <p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設</p> <p>(ツ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物</p> <p>(テ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設</p> <p>(ト) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物</p> <p>(ナ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)</p> <p>(二) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>(ヌ) 教育又は試験研究を行うための工作物</p> <p>(ネ) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設</p> <p>(ノ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路</p> <p>(ハ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物</p> <p>(ヒ) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物</p> <p>(フ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物</p> <p>(ヘ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)</p> <p>(ホ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物</p> <p>(マ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物</p> <p>(ミ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物</p> <p>(ム) 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第26条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)</p> <p>(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	資料番号	29	担当課	自然保護課
				許認可等の内容		特別地区内の工作物の新築、改築又は増築の許可	
<p>a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>c 現に存する建築物の敷地である土地</p> <p>d a又はbの土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)</p> <p>(イ) 当該普通建築物の高さが、10メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>a 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>c 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合</p> <p>(ウ) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいし、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200平方メートル(当該新築が(イ)のcの場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が(ア)のa又はbの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(エ) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)</p> <p>(ア) 当該工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。</p> <p>(イ) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(2) 工作物を改築すること。</p> <p>ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>(ア) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>(イ) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ウ 前号ウに掲げる工作物</p> <p>当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	資料番号	29	担当課	自然保護課
				許認可等の内容		特別地区内の工作物の新築、改築又は増築の許可	
<p>(ア) 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>(イ) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)</p> <p>(ア) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。</p> <p>(イ) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 工作物を増築すること。</p> <p>ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>(イ) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)</p> <p>当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ウ 第1号ウに掲げる工作物</p> <p>当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)</p> <p>(ア) 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル(増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>(イ) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(ウ) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)</p> <p>(ア) 当該増築後の工作物の高さが、10メートル(増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。</p> <p>(イ) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	29	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	許認可等の内容	特別地区内の工作物の新築、改築又は増築の許可	
<p>(14) 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 災害の防止のために必要やむをえない行為 イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為</p>						